

重要事務事業調整案

第二小委員会 協議状況報告

平成16年3月7日
庄内南部地区合併協議会

部会名	住民生活	分科会名	住 民		
管理番号	事務事業名	課題(調整が必要な項目・内容)	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
021 - 034	手数料・使用料	<p>窓口手数料のうち、印鑑登録手帳の交付、住民基本台帳の閲覧、住民基本台帳記載事項証明書交付等、一部に差がある。</p> <p>(主な意見等) ・将来的には料金を下げること検討していただきたい。</p>	<p>県内他市、全国類似都市との比較から、鶴岡市の例を基本に調整する。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過処置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>
021 - 036	延長窓口	<p>鶴岡市・藤島町では、全日、各種証明の交付申請のみ受付け、証明は後日郵送。</p> <p>羽黒町ほか3町では、週1回又は月2回、延長窓口で証明書等を交付している。(櫛引町・三川町では届の受付、収納も含む。温海町では、利用状況などから、近く鶴岡市の方式に切替える方向である。)</p>	<p>実施日が限定されないことにより、市民の利便性が向上することから、鶴岡市・藤島町の例を基本とする方向で調整する。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過処置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-002 (022-003)	町内会連合会事務局事務 （町内会長連絡協議会事務局事務） （駐在員連絡協議会事務局事務） （町内会事務局事務） （区長会事務局事務）		構成町内会の区域に相違がある。 鶴岡市 町内会連合会は市全域の町内会・住民会の組織ではなく、市街地6地区のみを102町内会で組織している。 郊外地15地区には、150の集落に自治会等が組織されているが、各集落の自治会長と駐在員は別々に定められている。 （但し、兼務の方も相当数いる） 他町村 町村全域の町内会・集落等を組織する会となっている。	・各市町村における自治組織の形態が異なっており、調整しての対応が必要であるが、新市移行後に歴史的経過、地域特性をふまえて、地域住民の意思も尊重しながら、あるべき姿を検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
			（主な意見等） ＊管理番号022-002から022 016について一括協議 ・行政コスト、人員配置、委託料等時間をかけて実態を綿密に調査し、状況把握しながら行っていただきたい。 ・特色ある地域づくりにも関連するが、一定の残すべきものもあるような気がする。歴史ある地域、経過も踏まえ時間をかけて調整すべきである。 ・合併に際して自治組織は住民の関心が強い、当初からある程度時間をかけるのも一つの方策である。 ・支所の機能や権限などとも関連すると思うが、住民が築き上げてきた部分については、慎重に時間をかけて調整することが住民も受け入れやすい。			

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022-004	町内会運営補助金交付事務 （自治振興交付金）	<p>交付内容に相違がある。</p> <p>鶴岡市 町内会運営補助金（均等割 37,000円＋世帯割665円）</p> <p>櫛引町 集落自治振興交付金（平等割 50,000円＋世帯割1,500円＋ 一人暮らし老人世帯5,000円＋ 老人世帯3,000円）</p> <p>三川町 町内会自治振興交付金（平等 割100,000円＋均等割600円）</p> <p>朝日村 行政運営交付金（1世帯あた り2,000円。但し、自主防災組 織集落には、1世帯あたり 1,000円加算）</p> <p>温海町 集落振興運営交付金（人口割 36円＋世帯割239円＋均等割 26,042円）</p> <p>藤島町、羽黒町は交付していない</p>	<p>・新市移行後、自治組織のあるべき姿 を検討した後に、段階的に検討する。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	<p>原案の とおり</p>	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022-005	行政事務委託料交付事務 （町内会長報酬等支給事務） （駐在員設置事業）	委託料（報酬額）に相違がある。 鶴岡市 駐在員報酬（均等割 38,300 円 + 世帯割 685 円） 藤島町 町内会長報酬（均等割 138,000 円 + 世帯割 1,500 円） 羽黒町 区長報酬（年平均 180,000 円） 櫛引町 区長報酬（均等割 108,000 円 + 世帯割 1,540 円） 三川町 町内会長報酬（年額 143,000 円） 行政事務委託料（世帯割 1,140 円） 朝日村 駐在員報酬（予算総額の 1/2 を 40 部落で均等割、他の 1/2 を各部落の世帯数割） 温海町 駐在員報酬（88,000 円） 行政事務取扱交付金（平等割 + 世帯割 + 距離割）	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
022-008	町内会長報酬等支給事務 （行政事務委託料交付事務） （駐在員設置事業）	報酬額（委託料）に相違がある。 022-005と同じ内容	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
022-011	駐在員設置事業 （行政事務委託料交付事務） （町内会長報酬等支給事務）	報酬額（委託料）に相違がある。 022-005と同じ内容	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-015	コミュニティセンター管理運営事業	<p>鶴岡市のみ、コミュニティ活動拠点施設としてコミュニティセンターを設置し、自治振興会等地元公共的団体に管理運営を委託している。</p> <p>委託料でなく、管理運営補助金を交付している。</p> <p>コミセン使用料については、21コミセン統一した使用料を徴収している。</p>		・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり
022-016	郊外地域行政連絡業務委託事業	<p>鶴岡市のみ、各種証明書交付の取次ぎ等行政連絡業務を郊外地の自治振興会等地元公共的団体に委託している。</p> <p>委託料</p> <p>近隣地域 2,083,000 円</p> <p>遠隔地域 3,214,000 円</p>		・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022 - 028	総合相談窓口設置事業	事業主体に相違がある。 鶴岡市・・・市 三川町・・・町 藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町 ……社協		・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		開設日に相違がある。 鶴岡市・・・日曜祝日を除く毎日 藤島町・・・毎週金曜日（第1・・・法律、人権・・・第2、教育・・・第3、一般生活・・・第4・5 羽黒町・・・毎週火曜日（一般相談） 月～金曜日（常設相談） 櫛引町・・・月～金曜日（常設相談） 毎週火曜日（一般相談） 第2木曜日（人権相談） 第4木曜日（行政相談） 随時対応（法律相談） 三川町・・・月2回 温海町・・・月1回				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022 - 028	総合相談窓口設置事業		<p>開設時間に相違がある。</p> <p>鶴岡市・・・9～16時 藤島町・・・13時30分～16時30分 羽黒町・・・10～15時（一般） 8時30分～17時（常設） 櫛引町・・・8時30分～17時（常設） 13～16時（一般・専門）</p> <p>三川町・・・10～15時 温海町・・・13～15時</p>	<p>・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。</p>	<p>1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>
			<p>開設場所に相違がある。</p> <p>鶴岡市・・・市役所東庁舎 藤島町・・・老人福祉センター相談室 羽黒町・・・老人福祉センター相談室 櫛引町・・・老人福祉センター相談室 三川町・・・社会福祉センター 温海町・・・ふれセンと地区公民館</p>			

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-028	総合相談窓口設置事業	<p>相談員の人員に相違がある。</p> <p>鶴岡市・・・嘱託職員 4名</p> <p>藤島町・・・人権擁護委員 3名 司法書士 1名 保護司 1名 民生児童委員 1名</p> <p>羽黒町・・・一般相談員 6名 専門相談員 8名</p> <p>櫛引町・・・心配ごと相談員 4名 人権擁護委員 4名 行政相談員 1名</p> <p>三川町・・・心配ごと相談員 2名 行政相談員 1名 人権擁護相談員 3名</p> <p>温海町・・・人権擁護委員 5名 行政相談員 1名 民生児童委員 2名</p>		<p>・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>
		<p>(主な意見等)</p> <p>・専門職員の配置や旧市町村間のネットワーク化等により、機能強化に努めていただきたい。</p>				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-030	消費生活センター設置事業	<p>常設の消費生活センターを設置しているのは鶴岡市のみであり、6町村では設置していない。</p>		<p>・新市移行後も当分の間現行どおりとするが、消費生活センター相談体制の機能強化について検討を行い、段階的に調整する。</p>	<p>1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>
		<p>（主な意見等）</p> <p>・調整時期3年以内となっているが、出来るだけ早く相談体制の強化を整えていただきたい。</p>				

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-037	斎場管理運営事業	<p>2市町（鶴・藤）で設置し、1町（温）で新潟県山北町に業務委託しているが、使用料に相違がある。</p> <p>鶴岡市・・・</p> <p>【市民】5,800円（15歳以上） 4,100円（15歳未満） 2,300円（死産児） 350円（胞衣） 110円（産穢物）</p> <p>【市民以外】43,000円（15歳以上） 32,000円（15歳未満） 16,000円（死産児）</p> <p>藤島町・・・【町民】15,000円 【町外】35,000円</p> <p>温海町・・・</p> <p>【町民】15,000円（15歳以上） 11,500円（15歳未満） 8,100円（死産（胎）児） 4,600円（産汚物）</p> <p>【町民以外】30,000円（15歳以上） 18,400円（15歳未満） 13,900円（死産（胎）児） 6,900円（産汚物）</p> <p>【霊柩車使用料】10,000円</p>		<p>・鶴岡市の例を基本に、斎場使用料を調整する。</p> <p>鶴岡市の例の内容</p> <p>【市民】5,800円（15歳以上） 4,100円（15歳未満） 2,300円（死産児） 350円（胞衣） 110円（産穢物）</p> <p>【市民以外】43,000円（15歳以上） 32,000円（15歳未満） 16,000円（死産児）</p> <p>・山北町火葬場の利用については、今後も業務委託することとし、村上市岩船郡6市町村合併協議会の意向を尊重しながら、負担金額を調整する。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
022-039	斎場等使用料補助金交付事務	<p>4町村で、交付内容に差がある。 （羽・櫛・三・朝） 羽黒町・・・斎場使用料から 10,000 円 （死産児については、 5,000 円）を控除した額を 補助。 櫛引町・・・羽黒町に同じ 三川町・・・鶴岡市、酒田市、藤島町の 斎場使用料から 15,000 円を 控除した額を補助。 朝日村・・・羽黒町に同じ</p>		<p>・鶴岡市斎場使用料との差額を補助する。 ・地域的に、従来どおり酒田市や余目町の斎場を利用する場合は想定されるため、利用者の負担にならないように存続の方向で調整する。</p>	<p>1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り</p>	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
〔税率〕						
023-1001	個人住民税の均等割の税率		均等割税率の相違 ・鶴岡市... 2,500円 ・町村... 2,000円 所得割税率は同じ	個人市民税の均等割税率は標準税率（現行2,500円）とする、ただし合併年度及びこれに続く5か年度は不均一課税とする。 理由：合併直後の住民負担（税負担）の増加を回避する観点	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
023-2002	都市計画税の税率		税率の相違 ・鶴岡市... 0.30% ・藤島町... 0.20% ・温海町... 0.20% 他町村は当該税目なし	都市計画税の税率は鶴岡市の例（0.30%）を基本に調整する、ただし合併する年度及びこれに続き新市における課税区域が設定されるまでの年度（5年度内）は不均一課税とする 理由：合併直後の住民負担（税負担）の増加を回避する観点	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
023-2036	固定資産税不均一課税の税率 <国際観光ホテル整備法等関係> （地方税法第6条適用）		現行不均一課税の税率等の相違 ・鶴岡市...（5年度分）1.0% ・温海町...（5年度分）0.7% * 6年度目～8年度目も不均一課税 他町村は当該なし （主な意見等） ・政策的に取り組んでいることであり、慎重に行っていただきたい。	不均一課税の税率及び適用期間については鶴岡市の例を基本に調整する、ただし合併する年度及び合併前に適用中のものは旧条例により不均一税率とする 理由：現在適用中の納税義務者に対する不利益を回避する観点	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
〔納期〕						
023-1001	個人住民税の納期	<p>納期の相違</p> <p>・地方税法規定納期... 6・8・10・1月</p> <p>・鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町.....法規定納期</p> <p>・藤島町...但書適用し第2期が11月</p> <p>・櫛引町...但書適用し第4期が12月</p>		<p>個人住民税の納期は法規定納期（現行の鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町の例）による</p> <p>理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり
023-2001	固定資産税の納期	<p>納期の相違</p> <p>・地方税法規定納期... 4・7・12・2月</p>		<p>固定資産税・都市計画税の納期は5月、7月、12月及び2月に統一する</p> <p>理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり
023-2002	都市計画税の納期	<p>（ただし、評価替年度の第1期は5月）</p> <p>・藤島町、三川町、朝日村... 2期分相違</p> <p>・羽黒町、櫛引町、温海町... 3期分相違</p>				
023-3008	軽自動車税の納期	<p>納期の相違</p> <p>・地方税法規定納期... 4月</p> <p>・鶴岡市... 5月</p> <p>・藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町... 法規定納期</p>		<p>軽自動車税の納期は5月（鶴岡市の例）とする</p> <p>理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
〔課税区域〕						
023-2002	都市計画税の課税区域	<p>都市計画区域と都市計画税課税市町村の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税市町.....鶴岡市、藤島町、温海町 ・区域有課税無.....榑引町、三川町 ・区域無課税無.....羽黒町、朝日村 <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税区域の決定にあたっては、地域住民の合意の基に進めていただきたい。 	<p>都市計画税の課税区域は現行のとおりとする、ただし合併後に新市における都市計画区域及び新都市計画事業計画を踏まえ設定</p> <p>理由：合併直後の住民負担増の回避、都市計画区域の有無、新市での区域と都市計画事業が未定であること等を勘案</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり	
〔免除・減免〕						
023-1003 (個人住民税)	免除及び減免規定	免除・減免規定の相違	<p>免除・減免規定及び基準は鶴岡市の例を基本に調整する</p> <p>理由：概ね鶴岡市の例により包含される</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり	
023-2006 (固定資産税)		免除・減免基準（事項）の相違				
023-3012 (軽自動車税)		免除・減免基準（割合）の相違				
023-3017	入湯税の税率及び課税免除	<p>税率の設定の相違</p> <p>免除規定の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特に町（村）長が必要と認める者」の規定...三川町、朝日村、温海町 ・「山形県福祉休養ホーム寿海荘、温海町在宅老人デイサービスセンター」の規定...温海町 	<p>入湯税の税率は鶴岡市、温海町の例による</p> <p>入湯税の課税免除については鶴岡市の例に、第5号として「(5)特に市長が必要と認める者」を加える、ただし「寿海荘」の入湯については、従前の温海町の規定による</p> <p>理由：概ね鶴岡市の例により包含されることと、これまでの施策に配慮する観点</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
023 - 3024	国民健康保険税税制 （税率・納期）	税率及び納期に相違がある 【税率】 （医療） （介護） 所得割（%） 4.60～6.90 0.63～1.10 資産割（%） 22.30～30.00 4.10～7.50 均等割（円） 17,500～22,400 5,200～6,800 平等割（円） 23,500～31,000 3,200～4,600 【納期】 10期（温海町）9期（鶴岡市） 8期（その他）	税率については合併特例法の規定に基づき不均一賦課を適用し、新市において段階的な調整を行うなど激変緩和を図る 納期については電算システム及び収納業務への影響等を踏まえ調整決定する	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		（主な意見等） ・調整する時期について5年以内としているが、税に関することは特殊な例を除き、なるべく早く調整すべきである。				
023 - 5016	検診事業	人間ドック等の検診にかかる国保単独上乗せ助成額、対象者、対象基準日に相違がある	合併後、不均一賦課と併せ新市において調整する	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
023 - 5025	出産育児一時金・葬祭費 支給事務	支給額に相違がある (出産育児一時金) 30万円 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、温海町 35万円 藤島町、三川町、朝日村 (葬祭費) 5.0万円 三川町、温海町 5.5万円 羽黒町 6.5万円 櫛引町 7.0万円 鶴岡市、藤島町 10万円 朝日村 出産育児一時金貸付制度について、制度の有無、貸付割合に相違がある 鶴岡市にのみ制度なし 藤島町8割、その他9割	<ul style="list-style-type: none"> 合併後、不均一賦課と併せ新市において調整する 出産育児一時金貸付制度については、制度を設けることとし、合併までに統一する 	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・少子化の傾向にあることから、出産育児一時金について高い方に統一はならないのか。				
023 - 5204	単独事業の状況 (福祉医療)	福祉単独医療における重度心身障害者医療対象者、乳幼児医療対象者の所得要件に一部相違がある 重度心身障害者医療対象者 藤島町のみ県基準と不一致 乳幼児医療対象者の所得要件 鶴岡市のみの有、他なし	合併後、新市において調整する	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・是非サービスの低下にならないよう要望する。				

部会名	住民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
024 003	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	1. 根拠条例 2. 補助要綱（設置主体に相違あり） 補助事業なし 藤島町、三川町 行政が設置主体 櫛引町、温海町 住民が " 鶴岡市、羽黒町 朝日村 利子補給あり 鶴岡市、朝日村 温海町 管理補助あり 羽黒町		条例・規則・要綱等の調整 ・設置主体の調整 町村は行政主体 鶴岡市は個人設置 ・補助内容の調整 （対象区域、融資斡旋、補助率等）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・公共下水道、農業集落排水等での整備が困難な条件不利地域に不公平感が生じないよう、新市において新しい方向性を示していただきたい。				
024 013	ごみ収集事業	1. 分別計画 2. 収集計画 ステーションの整備補助あり 藤島町、朝日村、温海町 団体の収集補助 鶴岡市のみ 3. 配車計画		分別・収集・配車計画の調整 ・収集区域の見直し 効率的な収集方法の調整 委託料・委託形態の調整 ・ステーション設置補助の廃止 ・団体の収集補助の廃止	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・ごみステーション設置補助の廃止について、財政的な面から理解できるが、政策的に行ってきた経過もあることから、廃止にあたって行政の考え方を明確にすべきである。				
024 014	清掃指導事業	1. 推進員設置要綱 廃棄物減量推進員委嘱 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、三川町 衛生協力員 朝日村 環境監視員 藤島町		条例・規則・要綱等の調整 ・事業内容の調整 合併時に鶴岡市の例を基本に事業内容及び衛生組織との調整を図る。 ・協力団体との調整(衛連)	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	環 境				
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
024 017	指定ごみ袋作成販売事業		1. 販売価格、指定の内容（色、大きさ） 鶴岡市 4.6 円/枚～5.5 円/枚 藤島町 20 円（衛連で販売） 羽黒町 13.5 円/枚～16.5 円/枚 商工会に依頼 櫛引町 6.4 円/枚～9.5 円/枚 三川町 商工会に委託 朝日村 指定の原版のみ 温海町 商工会に委託		・販売価格の調整（処理組合で協議中） 合併時に新たな基準を定め統一する。 ・協力団体との調整（衛連） 衛連での販売を廃止	1. 合併まで 2. 経過措置 3 年以内 5 年以内 5 年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
024 018	資源回収事業		1. 報奨金 【紙・金属】（団体）（業者） 鶴岡市 5 円/Kg 6 円/Kg 藤島町 3 円/Kg 6 円/Kg 羽黒町 2 円/Kg 6 円/Kg 櫛引町 5 円/Kg 6 円/Kg 三川町 5 円/Kg 6 円/Kg 朝日村 5 円/Kg 1 円/Kg 温海町 2 円/Kg 5 円/Kg 衛連負担あり 藤島町、三川町、 櫛引町 2. 回収方法 拠点回収 羽黒町、櫛引町、朝日村 三川町		1. 報奨金・回収方法等の調整 協力団体との調整（衛連負担廃止） 合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。 2. 拠点回収の方向 合併後 3 年以内に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3 年以内 5 年以内 5 年超 3. 当面従来通り 1. 合併まで 2. 経過措置 3 年以内 5 年以内 5 年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
024 019	ごみ減量・リサイクル推進事業		1. 生ごみ処理器助成 鶴岡市 1/3（上限 20,000 円） 藤島町 1/2（上限 5,000 円） 羽黒町 1/2（上限 20,000 円） 櫛引町 1/2（上限 15,000 円） 衛連 5,000 円 三川町 1/2（上限 15,000 円） 朝日村 1/3（上限 20,000 円） 温海町 1/2（上限 20,000 円） 2. 多量排出事業所指導 3. 環境にやさしい店認定制度 鶴岡市のみ	条例・規則等の調整 補助制度（補助率、限度額）の調整 鶴岡市、朝日村の制度に合わせる。 環境にやさしい店認定制度 鶴岡市の制度に合わせる。	1. 合併まで 2. 経過措置 3 年以内 5 年以内 5 年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	住民生活	分科会名	消防防災			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
025 011	消防団組織体制維持管理	市町村ごとに組織されている消防団の新市における組織体制。	地域に密着して活動を展開しているそれぞれの消防団の体制を維持しつつ、新市においては、連合消防団体制の方向で調整する。 新市における消防団の名称は、市消防団とし、現在の各市町村の消防団は、支団もしくは方面団等の名称で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		<p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の体制強化も検討する必要がある。 ・指揮命令系統を明確にすべきである。 ・常備消防との関係も含め、将来的な体制も検討すべきである。 				
025 012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務	消防団員の報酬金額、出勤等手当の有無と金額に相違がある。 （詳細は、別紙のとおり）	報酬、手当等の格差が大きいため、経過措置を講じた後、新市において検討し、段階的に調整を図る。	1. 合併まで 2. 経過措置 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		<p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償金的な意味あいのある出場手当の支給及び調整については、十分検討していただきたい。 				

部会名	住民生活	分科会名	消防防災			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
025 020	消防団分団交付金等	市町村において、分団等に交付する交付金の額及び交付の範囲に相違がある。	早急に調整すると、消防団の活動そのものに支障が出ることから、当面は現状のままとし、新市において一定の期間十分に検討し、不公平感及び団運営に支障のないよう調整・統一する。	1．合併まで 2．経過措置 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
025 045	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の再構築 ・防災行政無線保守管理 ・地域防災行政無線保守管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の防災行政無線統一が義務付けられている。 羽黒町、朝日村の機器老朽化 戸別受信機の現状維持 ・固定系及び移動系の保守管理委託料が市町村毎異なる。 全市町村委託料総額 7,500千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は統合器によりシステムの統一化を図るが、旧市町村単位の機器老朽化を勘案しながら、かつ戸別受信機のあり方も含め段階的にシステムの再構築を図る。 ・委託管理は当分の間、現行のとおりとし、システムの再構築に併せ段階的に調整を図る。 	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来通り	原案のとおり	
		(主な意見等) ・老朽化している戸別受信機の対応も検討していただきたい。				

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
031 - 002	妊婦健康診査	<p>検査項目前期一回目（尿検査、血液検査、梅毒血清反応、H C V抗体、A T L、不規則抗体、H B s抗原、血圧、体重、所見（浮腫））、後期二回目（尿検査、血液検査、血圧、体重、所見（浮腫））、対象者数、受診券枚数の相違。 超音波検査実施状況</p> <p>鶴岡市 （妊婦870人） 全妊婦に2枚支給 藤島町 （妊婦100人） 35歳以上（10人）に1枚支給 羽黒町 （妊婦80人） 35歳以上（10人）に1枚支給 櫛引町 （妊婦60人） 全妊婦に3枚支給 三川町 （妊婦55人） 第1子に1枚、第2子に2枚、第3子に3枚支給 朝日村 （妊婦30人） 35歳以上（5人）に1枚支給 温海町 （妊婦70人） 35歳以上（10人）に1枚支給</p>		<p>一般健康診査並びに超音波検査は鶴岡市の例を基本に調整する。</p> <p>その結果として超音波検査券の支給が藤島、羽黒、三川（一部）、朝日、温海は増枚、櫛引、三川（一部）が減枚となる。</p> <p>（別紙参照）</p>	<p>1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり</p>	<p>原案のとおり</p>

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
031 - 014	4 か月児健康診査	対象児の年齢・実施方法・内容に違いがある。		鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり
031 - 015	7 か月児健康診査	鶴岡市 4 か月児、7 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診を各々月 2 回ずつ、年 9 6 回実施。		鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		
031 - 016	9 ～ 1 0 か月児健康診査	藤島町 3 ～ 4 か月児、1 歳 6 か月児健診（年 6 回）、3 歳児健診（年 4 回） 羽黒町 4 か月児、9 ～ 1 0 か月児健診を同時実施（年 6 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回）		合併時に廃止し、1 歳児健康教室として事業内容を変更して実施する。		
031 - 017	1 歳児健康診査	榊引町 4 か月児、7 か月児、1 歳児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回）		合併時に廃止し、1 歳児健康教室として事業内容を変更して実施する。		
031 - 018	1 歳 6 か月児健康診査	三川町 4 か月児、7 か月児、1 0 か月児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児健診（年 3 回）、3 歳児健診（年 4 回）		鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		
031 - 019	3 歳児健康診査	朝日村 3 ～ 4 か月児、6 ～ 7 か月児、9 ～ 1 0 か月児、1 歳児健診を同時実施（年 1 2 回）、1 歳 6 か月児、3 歳児健診（年 4 回） 温海町 3 ～ 4 か月児、9 ～ 1 0 か月児健診を同時実施（年 6 回）、1 歳 6 か月児健診（年 4 回）、3 歳児健診（年 2 回）		鶴岡市の例を基本に統一実施する方向で調整する。		

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
031 - 037	ツベリクリン・BCG 接種	集団実施		一部事務は集約化。会場については、本所、各支所で実施する方向で調整する。 （別紙参照）	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案の とおり
031 039	ポリオ予防接種	集団実施。		一部事務は集約化。会場については、本所、各支所で実施する方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案の とおり
031 - 040	三種混合予防接種	個別接種。		一部事務について一元化する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案の とおり
031 - 041	麻しん・風しん・日本 脳炎予防接種	個別接種。委託医療機関、委託料、自己負担金、収入調定に相違がある。		一部事務は集約化するとともに、徴収方法については、鶴岡市の例を基本とする方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案の とおり

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
031 - 067	集団基本健診	健診項目の選択項目の取扱いに違いがある。 申込方法に違いがある。 対象年齢に一部違いがある。 (70歳以上を集団健診から除外し個別健診のみに限定(櫛引))	70歳以上も対象とすることで調整する。	1. 合併まで 2. <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり	
		問診票の配布方法が違う ・鶴岡市 郵送 ・藤島町 郵送、推進員 ・羽黒町 保健班長 ・櫛引町 郵送 ・三川町 町内会 ・朝日村 駐在員 ・温海町 郵送	郵送による方法で調整する。	1. 合併まで 2. <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり	
		自己負担金が違う ・鶴岡市 1,300円 ・藤島町 1,000円 ・羽黒町 1,000円 ・櫛引町 600~1,200円 ・三川町 0~1,000円 ・朝日村 1,200円 ・温海町 0~1,400円	国の徴収基準により調整する。	1. 合併まで 2. <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり	
		免除制度に違いがある。	免除制度は、老人保健事業にもとづき鶴岡市の例を基本に調整する。 ・65歳以上は無料 ・生活保護世帯は無料(要申請) ・市民税非課税世帯は無料(要申請)	1. 合併まで 2. <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり	
		自己負担金の収納処理が違う。	自己負担金徴収の処理方法について調整する。 (人間ドック等他の健診にかかる分も同じ取扱いとする)	1. 合併まで 2. <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来どおり	原案のとおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康																											
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況																								
031 - 069	消化器検診	<p>胃がん検診 減免対象者及び胃がん検診自己負担金に相違がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市 1,000円 ・藤島町 1,400円 ・羽黒町 1,000円 ・櫛引町 1,300円 ・三川町 1,300円 ・朝日村 1,500円 ・温海町 1,500円 <p>大腸がん検診の自己負担額は 400円～600円で 100～200円差</p>		<p>鶴岡市の例を基準に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤島町 454人×400円（最大持出し） ・櫛引町 363人×300円 ・三川町 706人×300円 ・朝日村 564人×500円 ・温海町 1,152人×500円 <p>総額（最大） 1,360,300円 減額による持出しは軽微と想定される。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来どおり</p>	原案のとおり																								
031 - 071	婦人科検診	<p>子宮がん検診の自己負担に相違がある。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">頸部がん</th> <th style="text-align: center;">体部がん(+)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鶴岡市</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> </tr> <tr> <td>・藤島町</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・羽黒町</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> </tr> <tr> <td>・櫛引町</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・三川町</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・朝日村</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・温海町</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>乳がん検診の自己負担に相違がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市 400円 ・藤島町 800円 ・羽黒町 500円 ・櫛引町 500円 ・三川町 500円 ・朝日村 500円 ・温海町 900円 			頸部がん	体部がん(+)	・鶴岡市	1,000円	1,700円	・藤島町	2,000円		・羽黒町	1,000円	1,700円	・櫛引町	1,200円		・三川町	1,100円		・朝日村	1,500円		・温海町	2,000円		<p>鶴岡市の例を基準に調整する。</p> <p>（乳がん検診については、国のマンモグラフィの導入が 16年度から検討されているため、新制度として検診・料金体制を調整する。）</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来どおり</p>	原案のとおり
	頸部がん	体部がん(+)																												
・鶴岡市	1,000円	1,700円																												
・藤島町	2,000円																													
・羽黒町	1,000円	1,700円																												
・櫛引町	1,200円																													
・三川町	1,100円																													
・朝日村	1,500円																													
・温海町	2,000円																													

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
031 - 072	人間ドック	対象者に相違がある。 ・鶴岡市 40歳以上 ・藤島町 40歳以上 ・羽黒町 40～67歳 ・櫛引町 30歳以上 ・三川町 40～69歳 ・朝日村 40歳以上 ・温海町 40～65歳（5歳ごと）		当面現行どおりとし、対象年齢を統一することに調整する。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり
		委託料に相違がある。 （別紙参照）		鶴岡市の例を基本に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり
		自己負担金に相違がある。 （別紙参照） 国保の補助との関連大きい		当面現行どおりとし、国保事業とあわせ調整する。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり
031 - 125	高齢者インフルエンザ予防接種事業	委託料、減免対象者、減免手続きに相違あり。 ・委託料は、温海町が1,000円で他は1,500円。 ・減免対象は、鶴岡市が生保、市民非課税世帯で、町村は生保のみ。 ・減免手続き 申請あり...鶴岡市、朝日村、温海町 申請なし...藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町（対象者に通知書） 他、各医療機関毎に異なる料金の統一が課題となっている。		鶴岡市の例を基本に調整する。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3．当面従来どおり	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
032 - 020	社会福祉協議会 運営費等補助事業	社会福祉協議会が市町村に1（社会福祉法109条）ということで、社会福祉協議会の合併の中で補助基準等の調整が必要である。		新社会福祉協議会に対する補助金の取扱い。 現状の補助水準を維持することを前提とした基準の作成。 社会福祉協議会との調整	1, 合併まで 2, 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり
032 - 033	重度障害者介護者激励金 支給事業	県補助事業（40,000円/年）で、町村で上乗せ 鶴岡 ±0円 藤島 +10,000円 羽黒 +10,000円 櫛引 +20,000円 三川 ±0円 朝日 +8,000円 温海 +12,000円		県事業廃止に伴い合併までに事業を廃止する。	1, 合併まで 2, 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり
032-034	重度障害者介護者激励金品 支給事業（単独）	市町村単独事業。市町村間の相違が大きい。 鶴岡 花鉢 藤島 50,000円 羽黒 50,000円 櫛引 5,000円/月（60,000円） 三川 7,000円/月（84,000円） 朝日 4,000円/月（48,000円） 温海 52,000円（県事業非該当者に支給）		所得税3万円未満世帯（県事業対象世帯）も対象世帯に加え経過期間実施する。経過期間中に段階的に金額の調整を行い、最終的に鶴岡市の例を基本に調整する。 （寝たきり老人介護者激励金と同様の取り扱い）	1, 合併まで 2, 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
032-035	せきずい損傷者福祉手当支給事業	支給額、対象者に相違（鶴岡、藤島、櫛引） 鶴岡 13,610円×12月＝163,320円 法に基づく手当の受給者は除く。 藤島 12,000円×12月＝144,000円 法に基づく手当との併給あり。 櫛引 10,000円×12月＝120,000円 法に基づく手当との併給あり。		経過期間中に鶴岡市の例を基本に調整する。	1. 合併まで 2. <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
032 - 036	重度心身障害児養育手当支給事業	市町村独自事業であるが、相違が大きい 鶴岡 年 5,000円 対象者 145名 羽黒 年 40,000円 対象者 9名 櫛引 年 60,000円 対象者 2名		経過期間中に鶴岡市の例を基本とした調整を行う。	1, 合併まで 2, <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり
		藤島 年 144,000円 特児非該当への特例 （対象者が17歳であり、16年度対象者消滅） 三川 年 60,000円 特児非該当への特例 対象者1名 朝日 年 36,000円 特児非該当への特例 対象者0名 温海 年 42,000円 特児非該当への特例 対象者0名		経過期間中に事業廃止	1, 合併まで 2, <u>経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
032 - 064	紙おむつ支給事業	<p>県事業への各市町村の上乗せ分の相違。</p> <p>鶴岡 所得要件あり 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税 ~ 1 2 万 月 4,000 円以内</p> <p>藤島 所得要件なし 月 9,000 円以内</p> <p>羽黒 所得要件なし 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税 ~ 月 4,000 円以内</p> <p>櫛引 所得要件あり 要介護 2 以下 月 5,500 円以内 要介護 3 月 6,500 円以内 要介護 4 以上 月 7,500 円以内</p> <p>三川 所得要件なし 所得税 5 万円以下 月 8,000 円以内 所得税 5 万円超 月 4,000 円以内</p> <p>朝日 所得要件あり 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税 ~ 8 万円 月 4,000 円以内</p> <p>温海 所得要件なし 所得税非課税 月 7,200 円以内 課税 ~ 月 3,600 円以内</p>		<p>高齢分科会では H17 から新たに検討を行い、H18 から実施することとしている。64 歳までは障害で、65 歳から高齢での利用となるため、移行時に大きな変化が生じないようにバランスをとりつつ、H17 に新たな基準を作成する。</p>	<p>1, 合併まで</p> <p><u>2, 経過措置</u></p> <p>3 年以内</p> <p>5 年以内</p> <p>5 年超</p> <p>3, 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>

部会名	健康福祉	分科会名	福祉		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
032 - 070	福祉タクシー券助成事業	<p>対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる）</p> <p>鶴岡 身障手帳 1～3 級、療育 A、精神 1 級 年 24 枚（一部 30 枚） 対象者 1,680 人</p> <p>藤島 身障手帳 1～4 級（一部 6 級）療育 AB 養護学校通学者 年 48 枚 対象者 271 人</p> <p>羽黒 身障手帳 1～3 級、療育 A 年 36 枚 対象者 96 人</p> <p>櫛引 身障手帳 1～4 級、養護学校通学者 年 24 枚 対象者 55 人</p> <p>三川 身障手帳 1～4 級、療育 AB、 養護学校通学者 年 48 枚 対象者 63 人</p> <p>朝日 身障手帳 1～4 級、療育 A 年 24 枚 対象者 25 人</p> <p>温海 身障手帳第一種、療育 A 年 12 枚 対象者 89 人</p>	<p>経過期間の間に、福祉タクシー券と福祉ガソリン券との選択制をとっている鶴岡市の例を基本に調整を行う。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。</p>	<p>1, 合併まで</p> <p><u>2, 経過措置</u></p> <p>3 年以内</p> <p>5 年以内</p> <p>5 年超</p> <p>3, 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>
<p>（主な意見等） 032 - 070、032 - 071 共通</p> <p>・移動支援策が身障者に利用しやすい方法を十分検討していただきたい。</p>					
032 - 071	福祉ガソリン券助成事業	<p>対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる）</p> <p>鶴岡 タクシー券との選択 年 12 枚（一部 15 枚） 800 円/枚 対象者 433 人</p> <p>藤島 脊損の手帳所持者、生計同一者 月 456 円×12 枚 対象者 2 人</p> <p>羽黒 タクシー券との選択 年 12 枚、1,000 円/枚 対象者 54 人</p> <p>三川 タクシー券との選択 年 48 枚、610 円/枚 対象者 12 人</p>	<p>経過期間の間に、福祉タクシー券と福祉ガソリン券との選択制をとっている鶴岡市の例を基本に調整を行う。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。</p>	<p>1, 合併まで</p> <p><u>2, 経過措置</u></p> <p>3 年以内</p> <p>5 年以内</p> <p>5 年超</p> <p>3, 当面従来通り</p>	<p>原案のとおり</p>

部会名	健康福祉	分科会名	福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
033-302	高齢者長寿祝品等伝達事業	対象者・伝達内容・方法について、各町村に大きく差異がある。別表参照		合併までに見直し、新たな基準を作成する。 77歳（喜寿）座布団 88歳（米寿）賀詞 99歳（白寿）記念品・賀詞 100歳 賀詞・記念品・10万円 最高齢者 記念品	1, 合併まで 2, 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり
		（主な意見等） ・ただ調整するというのではなく、その他のサービスやケアを充実するとかということも検討する必要がある。 ・高齢者に現金を給付ということが福祉につながるのか疑問である。				
033-303	敬老事業等補助金交付事業	これまで各市町村においてそれぞれの全く違う方法で交付してきている。 鶴岡 数え71歳以上（H19までに75歳に） 自治会等へ @1,100円 朝日 数え70歳以上 地区公民館に委託 @2,500円+30,000円（アトラクション代） 温海 数え70歳以上 @600円		当面従来どおり実施するが、新市において単価、年齢、対象等についての調整を検討する。	1, 合併まで 2, 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	原案のとおり
		櫛引 桃寿荘の敬老会へ @2,000円 三川 なの花荘の敬老会へ @2,600円 朝日 かたくり荘の敬老会へ @2,500円 温海 温寿荘の敬老会へ @600円		特別養護老人ホーム等施設行事への補助は合併までに廃止を検討する。	1, 合併まで 2, 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3, 当面従来通り	
（福祉分科会の事務・事業調整の考え方に対する主な意見等） ・今後の福祉施策の方向は、現金・現物給付ではなく、サービス提供を中心に整備を図り、その提供基盤整備を進めるとしておりその方向は理解するが、そのサービスを住民が等しく受けられることを基本に施策を進めていくべきである。						

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
033 025	外出に対する支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額が異なる。 鶴岡市：初乗り運賃相当額 藤島町、三川町、櫛引町：費用の9割 羽黒町：500円を除く費用額 温海町：燃料費実費 朝日村：未実施 ・実施方法が異なる。 羽黒町、温海町：社会福祉法人に委託 他：タクシー会社に委託 		合併後に新たな基準を設けて実施する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
033 026	高齢者福祉タクシーの助成	<ul style="list-style-type: none"> ・藤島町のみが実施している。 		3年以内に事業廃止する。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等高齢者の移動支援策について検討を行なう。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
033 041	寝たきり老人紙おむつ支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付基準が異なる。 所得要件 鶴岡市は、所得税 12 万円未満を対象としている。 朝日村は、所得税 8 万円以下を対象としている。 他は、所得要件がない。 対象者年齢 榊引、三川、朝日は、65 歳未満の身体障害者等も対象としている。 ・ 給付内容が各市町村ごと異なる。 月額 2800 円～9000 円 	<p>介護保険事業の横出し「市町村特別給付（033-235）」で事業を行なう。 基準は鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。 結果として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤島、羽黒、榊引、三川、温海での給付対象者がせばまる。 ・ 朝日での対象者が広がる。 ・ 藤島、羽黒、榊引での給付金額が下がる。 ・ 温海での給付金額が上がる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり
033 048	寝たきり老人等介護者激励金支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴岡市、温海町が実施していない。 	<p>実施町村の事業を段階的に廃止するとともに、「043 家族介護者交流激励支援」「044 家族介護者教室」などによる介護家族支援の充実を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり
033 068	低所得者利用者負担減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴岡市のみ保険料第 2 段階まで実施 ・ 鶴岡市のみ社会福祉法人以外まで実施 ・ 鶴岡市のみ訪問入浴まで拡大 	<p>鶴岡市の例を基本に調整する。</p> <p>結果として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴岡市以外での減免対象者数が増加する ・ 鶴岡市以外での減免対象サービスが拡大する ・ 家族介護手当（「寝たきり老人等介護者激励金支給（033-048）」）の廃止に合わせて実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	高齢者福祉		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
033 210	介護保険料賦課・更正	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理システムが異なる。 ・温海町の納期が異なる（6～3月の10期）。 他は7～2月の8期。 ・保険料の基準額が異なる。 40,236円（鶴岡市） ～35,520円（三川町） ・保険料決定額の端数処理が異なる。 100円単位 鶴岡市、朝日村、温海町 10円単位 藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町 ・暫定賦課の際の保険料段階が違う。 第3段階：鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、温海町 第2段階：櫛引町、朝日村 	<p>保険料は、合併市の介護保険事業計画により、18年度で統一する。</p> <p>事務的なものについては、鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。 結果として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温海町の納期が8期になる。 ・藤島、羽黒、櫛引、三川町の保険料の端数処理が100円単位になる。 ・櫛引町、朝日村の暫定賦課の保険料段階が第3段階に上がる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり
033 211	介護保険料減免	<ul style="list-style-type: none"> ・法定減免は統一されているが、該当要件の詳細に差異がある。 	<p>鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。</p> <p>現在該当している者は少なく、全体への影響は小さい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり
		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の独自減免については、鶴岡市のみが実施している。 	<p>鶴岡市の例を基本に調整する。</p> <p>町村についても、生活困窮者への独自減免を適用する。 減免に該当した場合の減免率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料第1段階の者 1/2 ・保険料第2段階の者 1/3 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 1年以内 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
034 - 013	認可保育所(公立)管理運営事業		鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村の5市町村で実施。 保育内容、人員体制等に違いがある。 (別紙1) (別紙2)	運営方式、勤務形態など保育園全体について、民間委託等の検討も含め、経過措置(5年超)をもって調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
034 - 029	保育料		全市町村で実施。 保育料の徴収基準に大きな違いがある。 (別紙3)	当面は住所地により保育料を算定することとし、5年以内に国の基準を参考に新しい保育料を検討し、段階的に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
<p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策、子育て支援として、慎重な調整を望む。 ・新市として政策的な判断も必要であり大きな問題である。 ・これからの保育行政においては、民営というものを強力に前面に押し出しながら進めることが、保育施策の大きな方向であるのではないか。 						
034 - 041	集団保育児童館		藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町の4町で実施。 保護者負担額、受入れ年齢に違いがある。 16年度藤島町で廃止予定。 (別紙4)	櫛引町の1館を除き5年以内に自由来館型に転換を図る方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
034 - 043	放課後児童対策事業		鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、温海町の6市町で実施。 管理運営方法に違いがある。 (別紙5)	新市において、経過措置(5年超)をもって調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
034 - 060	遺児教育手当支給事業	鶴岡市、温海町の2市町で実施。 算定基準に違いがある。 鶴岡：両親なし 3,000円/月 片親 2,000円/月 温海：両親なし 11,100円/月 片親 6,100円/月	5年以内に新基準を作成し、全市で実施する方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
034 - 062	誕生祝金	羽黒町、温海町の2町で実施。 算定基準に違いがある。 羽黒：3人目以降 20万円 温海：3人目 10万円、4人目 30万円 5人目以降 50万円	5年以内に廃止も含めて調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
<p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策の一つとして政策的に行ってきたものであり、慎重な検討を望む。 ・行政としても施策の一つとして報奨金という考え方があってもいいのではないか。 						
034 - 063	小規模災害の一時扶助	鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村、温海町の5市町村で実施。 算定基準に違いがある。 (別紙6)	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	教育	分科会名	管理学校教育		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
081-1224	私立高等学校生徒学費補助金	未実施町村との調整。補助対象・補助内容の調整 鶴岡市のみ実施 60人×25千円＝1,500千円	補助対象・補助金額を鶴岡市の基準に統一し、私立高等学校に限定して、初年度から実施する。合併までに要綱を整備する。 130人×25,000＝3,250,000円	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
		朝日村では、通学費補助として県立高等学校も含めて実施（要保護・非課税世帯）	朝日村の高等学校等学費補助金については、当面現行通りとする。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 3. 当面従来通り	原案のとおり
081-1231	育英奨学金貸付等事業	・事業の継続実施。貸付対象、貸付基準、貸付額、償還方法等の調整 ・鶴岡市以外実施	当面各町村で実施している制度を旧町村単位で継続する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
081 1236	新入学児童ランドセル贈呈事業	・実施していない市町村との調整 ・贈呈の有無 ・有の場合購入先の統一 ・事業の継続実施 実施：朝日村・羽黒町・藤島町 未実施：鶴岡市・櫛引町・温海町・三川町 (主な意見等) ・反対意見：児童に平等に同じものを贈呈する、教育的意義と歴史のある良い制度と考える。実施を楽しみにしている声もあり、経費負担の視点のみから、単に廃止するという案では住民の理解を得にくいと考える。 ・賛成意見：一律に贈呈することで、かえって孫親等の準備する自由や楽しみを取り上げることにならないか。全市に拡大すれば経費負担の増大は明らかだし、扶助的な制度は別にある。限りある財源の中では、この事業にこだわらず別の教育分野に予算を差し向けるべきではないか。 小委員会においては、これら反対・賛成意見の統一には至っていない。	未実施市町が実施することにより、経費が、12,652千円増となることから、合併後3年を目途に廃止する方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	2意見に分離

部会名	教育	分科会名	管理学校教育		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
081 2201	スクールバス運行管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 要綱等の調整 乗車対象地域等の設定基準 運行委託方法及び委託料の調整 <p>鶴岡市</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,360円/h(委託料)の運行時間実績 小学校4km(冬季2km)以上 中学校6km(冬季3km)以上 <p>藤島町</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人へ運行委託(月額197,800円) 統合条件によるもの 小学校2.5km以上 中学校4km以上 バスの運行経路によるもの 羽黒町 自動車会社への委託(月額168,000円) 小学校4km(冬季2km) 中学校6km(冬季3km) <p>榊引町</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時職員(13,450円/日額) 自動車会社委託(4月～11月の月額231,000円、12月～3月の月額300,000円) 小学校6km(冬季2.6km)以上 中学校6km(冬季3km)以上 <p>三川町</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時職員(1,100円/h) 小学校1～3年3.5km(冬季2.5km)以上、3～6年3.5km以上 <p>朝日村</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人(日額9,800円) 自動車会社委託(日額9,800円) 小学校2km(冬季2km)以上 中学校4km(冬季4km)以上 <p>温海町</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車会社に委託(実走距離×200円/1km+月額15万円)とバス会社に委託(実走距離×690円/1km+廻送距離×390円/1kmに0.8を乗じた額) <p>統合の条件により近隣以外ほとんど対象</p>	<p>これまでのそれぞれの市町村の事業費合計額を上回らないことを前提に、通学対策費補助金交付事務・スクールバス校外学習等活用事務とあわせ、合併後5年以内を目途に地域性や経過等を踏まえて調整するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり

部会名		教育	分科会名	管理学校教育		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
081 2202	通学対策費補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱等の調整 ・登下校対応と課外活動対応 登下校は、鶴岡市の一中、四中、五中、温海町、朝日村がスクールバス対応。鶴岡市の小学校(対象5校)、中学校(三中、豊中の冬季)は公共交通機関を利用し、定期券購入に対して補助。鶴岡市の二中は冬季のみバス借上げ。 土日・祝日等課外活動については、鶴岡市(一中、四中、五中)が定期券購入経費に補助金交付。 ・補助対象基準・補助率の相違点等 鶴岡市 小学校4km(冬季2km)以上補助率2/3、中学校6km(冬季3km)以上補助率全額、ただし、二中は定期バス路線換算の定期券購入経費の1/3補助。 三川町 自転車通学の生徒の保護者がバスを借上げた場合に予算の範囲内で補助 温海町 小学校2km中学校6km以上補助率は通学距離・学年で違いあり。 朝日村 小学校2km中学校4km以上はスクールバス対応、一部地域で保護者送迎の私有車使用に補助金交付 ・支出款項目の調整 実施：鶴岡市、三川町、朝日村、温海町 		<p>これまでのそれぞれの市町村の事業費合計額を上回らないことを前提に、スクールバス運行管理事務・スクールバス校外学習等活用事務等とあわせ、合併後5年以内を目途に地域性や経過等を踏まえて調整するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り 	原案のとおり

部会名	教育	分科会名	管理学校教育		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況
081 2206	体育文化活動奨励費補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> 補助要綱等の調整 補助金交付基準の統一 鶴岡市 <ul style="list-style-type: none"> 小学生と中学生、東北大会まで2/3全国3/4 藤島町 <ul style="list-style-type: none"> 中学生のみ、全て100% 羽黒町 <ul style="list-style-type: none"> 中学生のみ、全て100% 櫛引町 <ul style="list-style-type: none"> 中学生のみ、全て100% 三川町 <ul style="list-style-type: none"> 中学生全て4/5、小学生打切り 朝日村 <ul style="list-style-type: none"> 中学生のみ、県大会まで50%、東北大会以上100% 温海町 <ul style="list-style-type: none"> 中学生全て100%、小学生打切り 部活動指導者への報償費支出 鶴岡市と櫛引町 	<p>全市町村が事業を実施しているが、補助対象者・補助率等が異なっていることから補助要綱・補助金交付基準等は、合併後3年を目途に、下記調整案で調整する。</p> <p>小学生・中学生の県大会以上、全国大会まで4/5補助とする。 884千円の増</p> <p>部活動指導者への謝金の支払は、鶴岡市と櫛引町が実施しているが、合併後3年を目途に廃止する方向で検討する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 合併まで 経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 3年以内 5年以内 5年超 当面従来通り 	原案のとおり
081 2207	国際理解教育関係業務	<p>A L T (外国語指導助手) 配置の調整（現在：鶴2、三1、朝1、温1、櫛1但し時間派遣） 現在 28,170千円</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置については、実際の授業に活用しやすいよう十分な配慮をお願いしたい。 国際理解を図る上で、地元地域の人材の活用という面も加えて検討を進めていくべきである。 	<p>A L T (外国語指導助手) 配置形態については、現在の6名の配置数を基本として、現在の一般財源（地方交付税を含む）ベースでの配置とし、充実策については今後の検討課題とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 合併まで 経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 3年以内 5年以内 5年超 当面従来通り 	原案のとおり

部会名	教育	分科会名	管理学校教育														
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振り分け	協議状況												
081 2208	学校支援職員配置・派遣関係業務	<p>・実施要領等の統一。単独事業の可否。派遣先、派遣人数、勤務条件、金額等の調整。現在、全市町村で26名派遣している。</p> <p>14年度総額予算 = 48,548千円 <内訳> 一般財源（9名） 15,544千円 緊急雇用（17名） 33,004千円</p> <p>・緊急雇用の補助制度が平成16年度で終了。</p> <p>（主な意見等）</p> <p>・複式学級が増える状況等にあって、こうした支援職員体制は重要であり、今後も必要な配置を確保することが望まれる。</p> <p>・今まで取り組んできた独自の施策が消えてしまわないよう最大限配慮して検討を進めていただきたい。</p>	事業継続には多額の財政負担増が考えられるが、教育現場での重要性に鑑み、合併時に学校の状況把握を基にして、人員配置を検討する。	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり												
081-2408	幼稚園就園	<p>入園料・保育料の統一。保育料の減免基準の調整</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入園料</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡市</td> <td>11,000円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>羽黒町</td> <td>なし</td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>三川町</td> <td>なし</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（主な意見等）</p> <p>・できるだけ早いうちに調整する視点も必要ではないか。</p>		入園料	保育料	鶴岡市	11,000円	5,900円	羽黒町	なし	9,700円	三川町	なし	10,000円	鶴岡市では入園料、保育料を国（総務省）の地方財政計画における公立学校入学金、授業料の基準額と同額としてきたが、合併町村（羽黒町、三川町）ではまちまちであることから、それぞれの額の改定基準を検討し、保育料の減免基準も含め調整する。	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり
	入園料	保育料															
鶴岡市	11,000円	5,900円															
羽黒町	なし	9,700円															
三川町	なし	10,000円															
081 - 2601	給食の状況	<p>給食方式（センター方式・自校給食方式）、施設の改築年度に相違がある。</p> <p>センター方式（鶴岡市・藤島町・榎引町・朝日村・温海町） 自校給食方式（羽黒町・三川町）</p> <p>（主な意見等）</p> <p>・関連することとして、食教育の推進の観点から、町村における特色ある栄養指導・教育が調整により後退することのないよう、県費職員の配置継続の要望も合わせ、配慮していただきたい。</p>	改築後間もないセンター（温海町・藤島町・朝日村）を擁することから、当面は既存のセンター・自校方式を継続しながら有効活用を図る。	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり												

部会名	教育	分科会名	社会教育			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
082-027	地域社会教育活動振興	<p>各地域の社会教育振興のための体制・施策に差異がある。コミュニティセンター（住民主導の地域活動）と公民館。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生涯学習事業費補助金交付規程（鶴岡市） 生涯学習推進員設置（鶴岡市） 社会教育推進員設置（羽黒町、櫛引町、三川町） 人づくり派遣事業（朝日村） 		<p>合併後調整。</p> <p>コミュニティセンター、公民館体制の整理、各町村の特徴をふまえ、現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、合併後検討。</p> <p>各市町村で設置している生涯学習推進員、社会教育推進員等について、役割、設置、配置、報酬等の設置基準を制定する。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり
<p>（主な意見等）</p> <p>・生涯学習への住民要望が多様化する中、推進体制・機能を後退させず、広域にわたる情報を提供し住民が様々な機会に参加できるよう、強化してほしい。</p>						
082-063	中央公民館管理運営事業	<p>各町村にある中央公民館の位置付け。</p> <p>設置条例の検討。</p> <p>運営審議会の調整。</p>		<p>合併までに調整。</p> <p>設置、運営審議会、使用許可、使用料等の設置基準を制定する。</p> <p>現鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。</p>	<p>1. 合併まで</p> <p>2. 経過措置</p> <p>3年以内</p> <p>5年以内</p> <p>5年超</p> <p>3. 当面従来通り</p>	原案のとおり

部会名	教育	分科会名	社会教育			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況
082-072	地区公民館管理運営事業		各市町村で条例設置。 町村において地区公民館体制に 差異がある。設置条例の検討。	公民館体制の整理は、各町村の特徴をふまえ、 現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、 合併後検討。市町村の中央公民館と地区公民 館との位置付け関係の整理を行う。条例の制 定。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案の とおり
082-073	地区公民館運営委託事業		藤島町の施策（運営を各公民館 運営協議会に委託し住民主導に よる公民館活動の実施）	現行体制を維持しながら、随時検討を重ね、 合併後検討。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案の とおり
082-083	自治公民館等		組織単位はほぼ同じだが、行政 との関わり方に差異があり。自 治公民館への支援。	合併後調整。補助要綱の調整。補助内容の統 一。住民公民館活動の支援体制の調整。 1 建設的事業に対する支援の統一 例：建築資金補助、融資斡旋 金額（上限・下限）、率 2 事業振興のための支援 事業主体が町内会単位になっている各行政 単位で行政をすすめるための目的をもった 交付金が複数あるため、整理検討し公民館 活動の補助金等の支援策を検討。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案の とおり
			<p>（主な意見等）</p> <p>・建設事業に対する補助は、今後も一定の支援が必要である。</p>			

部会名	教育	分科会名	社会教育			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	協議状況	
082-084	図書館管理運営事業	図書館と図書室がある。	鶴岡を本館とし、町村は分館として位置付ける。	<u>1. 合併まで</u> 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		図書館協議会の設置に差異がある。	図書館協議会を統合し、委員数 10 名程度、任期 2 年とし調整する。	<u>1. 合併まで</u> 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	
		利用者サービスに差異がある。	利用カード、貸出及び返却については、電算整備がなされるまでは現行制度で運用する。 本館にある図書については、合併後、各分館で速やかに貸し出し利用を出来るようにする。 分館の整備を年次的に行う。 （図書館機能の整備、電算化等） 図書については、本館において分館のリクエストをとりまとめ一括購入する。	1. 合併まで <u>2. 経過措置</u> 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり	

部会名	教育	分科会名	スポーツ			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目、内容）	調整内容	調整時期の振分け	協議状況
083-047	体育施設使用料		使用者の居住地による違い 藤島・櫛引・三川・朝日・温海で実施 算定単位の違い 1時間当りのほか、藤島には午前・午後・夜間別あり 時間帯による料金差の有無 体育館等使用料に照明料を含む含まないの 違い スポーツ・非スポーツ、プロ・アマ別使用 料の違いの有無	町村住民以外を対象とした割増料金 については、合併までに町村民を市民 に置き換える。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案の とおり
			料金体系については、合併後5年を 目途に算定単位を1時間単位、照明使 用料は別に設定するなどの統一と併 せ、適正な受益者負担の観点から使用 料全体の見直しを検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り		
			（主な意見等） ・関連することで、住民が出来るだけ身近な施設で、施設利用の申し込みや予約状況の確認が一度にできるような体制、システムづくりを検討していただきたい。			

部会名	教育	分科会名	スポーツ			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目、内容）	調整内容	調整時期の振分け	協議状況
083-048	体育施設使用料の減免		幼稚園 区域内：温海は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 小中学校 区域内：温海は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 高校 区域内：鶴岡は会場料のみ3分の2免除、藤島は全て2分の1免除、櫛引・三川は全て全額免除、温海は会場料のみ全額免除、他は免除無 スポ少 区域内：鶴岡・温海は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 体育協会 区域内：鶴岡は会場料のみ2分の1免除、藤島は全て2分の1免除、櫛引は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 定期利用登録団体 区域内：鶴岡は会場料のみ2分の1免除、藤島は全て2分の1免除、櫛引は会場料のみ全額免除、三川は全て全額免除、他は免除無	各町村住民を対象としている減免措置については、合併までに町村民を市民に置き換える。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	原案のとおり
				減免対象範囲や減免率については、適正な受益者負担の観点から合併後5年を目途に見直しのうえ統一する。	1. 合併まで 2. 経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3. 当面従来通り	

部会名	住民生活・健康福祉・教育			
区分	名称	主な業務	調整内容 (合併の際の取扱い)	協議状況
一部事務組合等	鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合 〔昭和47.4.1設立〕	・廃棄物処理施設の設置、管理運営	合併の日の前日をもって解散し、合併の日 にすべての事務事業及び財産を新市に引き継 ぐ。	原案の とおり
	鶴岡地区消防事務組合 〔昭和48.4.1設立〕	・消防及び救急業務		
	山形県消防補償等組合 〔昭和27.1.23設立〕	(1)非常勤消防団員等の公務災害補償事務 (2)消防団員退職報償支給事務	合併の日の前日をもって当該組合から脱退 し、新市において合併の日に当該組合に加入 する。	
	山形県市町村交通災害共済組合 〔昭和44.3.29設立〕	・交通災害共済事業	(組合との協議の上、決定する。)	
	庄内視聴覚教育協議会 〔昭和47.4.1設立〕	(1)庄内視聴覚ライブラリーの設置及び運営 (2)視聴覚教材、機材の共同購入、共同保管 及び共同利用 (3)視聴覚教育の普及及び研究指導 (4)この協議会の目的達成に必要な事項	合併の日の前日をもって当該協議会から脱 退し、新市において合併の日に協議会に加入 する。	原案の とおり
	庄内南地区介護認定審査会 〔平成12.4.1設立〕	(1)各町村から求められた要介護認定等 に関する事項に関する審査・判定業務	合併の日の前日をもって解散し、合併の日 にすべての事務事業及び財産を新市に引き継 ぐ。	原案の とおり
第三セクター	(社) 庄内文化財保存会	文化財の発掘・調査・保護・啓蒙、文化財保存 の技術的・経済的援助	当面従来どおりとするが、新市においてそ れぞれの成り立ち、背景などを踏まえながら も、社会経済情勢の変化等を見据え、改めて 設置の意義や業務の公共性、行政が関与する 必要性などの視点から、類似業務を行うもの の統廃合、組織機構及び公的支援の見直し、 民営化等の運営の改善、合理化に努める。 特に、第三セクターに対する公の施設の管 理委託については、地方自治法の改正による 指定管理者制度の活用を積極的に検討する。 なお、出資金は新市に引き継ぐものとし、 株主の名義変更等については、合併後に所定 の手続きをとる。	原案の とおり
	(財) 藤島町文化 スポーツ事業団	芸術文化・生涯学習、スポーツの普及及び振興 に関する事業		
	(株) 鶴岡地区 クリーン公社	一般廃棄物の資源再生処理、資源再生施設の管 理運営等		